公　　告

下記のとおり一般競争入札を行います

令和８年９月１日

一般財団法人海上災害防止センター
契約担当役　理事長　白石　昌己

記

１　競争入札に付する事項
（１）契 約 件 名　令和８年度３/四半期消防船燃料油購入（単価契約）
（２）品目及び規格　Ａ重油（JIS　K2205-1991　１種１号　硫黄分 0.5%以下）
（３）契 約 期 間　令和８年１０月１日から令和８年１２月３１日まで
（４）納 入 場 所　一般財団法人海上災害防止センターが指定する場所及び船舶
（５）予 定 数 量　１６５,０００リットル

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項（資格要件等）
（１）一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。
（２）令和７・８・９年度の全省庁統一一般競争参加資格において「物品の販売」の A、B 又は C の等級に格付けされた資格を有する者であること。
（３）石油の備蓄の確保に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）の規定に基づく石油販売業の届け出をしている者であること。
(参考)
※一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第６条（一般競争に参加させることができない者)、第７条（一般競争に参加させないことができる者）
第６条　契約担当役等は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。
第７条　契約担当役等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
（１）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（２）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
（３）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（４）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
（５）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
（６）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
２　契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

３　契約事項を示す場所
（１）一般財団法人海上災害防止センター（本部事務所）　横浜市中区太田町二丁目２３番地　横浜メディア・ビジネスセンター７Ｆ
（２）一般財団法人海上災害防止センター（本部横須賀事務所）　横須賀市新港町１３番地
（３）一般財団法人海上災害防止センターホームページ
契約及び入札等に関する問い合わせ先
一般財団法人海上災害防止センター　業務部消防船課　　担当：保坂　TEL：045-224-4318　　FAX：045-224-4312

４　競争執行の場所及び日時等
（１）仕様書等の交付期間・交付場所
期間：令和８年９月１日（火）～令和８年９月１０日（木）まで
場所：上記３（１）と同じ。(事前に上記担当者に連絡の上、直接または郵送等により仕様書等を受領すること。)
（２）入　札
日時：令和８年９月２４日（木）　１３時３０分
場所：一般財団法人海上災害防止センター（本部事務所）
※入札書等の提出は、郵送（簡易書留に限る。）を可とするが、上記日時まで必着のこと。

５　入札契約保証金に関する事項　　免　　除

６　入札の無効
本公告に示した入札資格要件等に該当しない者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

７　入札方法について
（１）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（契約申込予定単価（消費税及び地方消費税を除く）×予定数量）に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（２）入札書に記載された金額の１００分の１１０に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額の切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。
（３）落札者の決定方法　当センターが作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

８　その他
仕様書等を入手した後、何らかの理由により入札を辞退する場合は、遅くとも入札日前日の１６時００分までに、電話又はＦＡＸにて連絡すること。